

NEWS LETTER

August 2025 - Vol.53

CHEMCURRENT's お知らせ

(株)ケムカレントでは、'化評法 - 既存化学物質共同登録' について理解を深めるために
ご要望の際に以下のように1 : 1相談サービスをご提供いたします。

-下記-

- 対象: 相談をご希望する企業
- 日程: お客様のご要望に合わせて協議後に確定
- 言語: 3か国語のうちご要望の言語をご指定下さい。(韓国語/日本語/英語)
- 相談方法: 要請により対面/非対面可能
- 所要時間: 30~60分(Q&A時間を含む)
- 詳細な内容:
 - 既存化学物質の共同登録概要のご説明
 - 登録予定の既存化学物質に対するデータギャップ(Data gap screening)
 - 物質別の登録戦略策定
 - 物質別登録時の予想費用を算出
 - 韓国政府の支援サービスの種類と詳細な内容のご説明
 - 協議体内での役割別、登録前後の準備事項
 - Q&A

多くの関心及びご参加をお願いいたします。その他のお問い合わせがございましたらご連絡ください。
ありがとうございます。

※ 本ニュースレターには、詳細な告示内容をご確認いただけるよう添付ファイル  が付いております。

- **Adobe Acrobat Reader:** [表示→表示切り替え→ナビゲーションパネル→添付ファイル]を選択
- **その他のPDFビューア:** [表示]メニューにて添付ファイル表示などを選択

目次

化評法(K-REACH)	3
法律の動向 - 改正・予告(案)など.....	3
[環境部令第35695号]「化学物質の登録及び評価等に関する法律」施行令一部改正令	3
[環境部令 第1183号]「化学物質の登録及び評価等に関する法律」施行規則一部改正令	4
[化学物質安全院告示第2025-19号]「人体急性有害性物質、人体慢性有害性物質及び生態有害性物質の指定告示」	5
[化学物質安全院告示第2025-20号]「化学物質の分類及び表示等に関する規定」一部改正	6
国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど.....	7
化評法改正によるMSDS情報提供に関するご案内	7
化学物質の登録情報非公開申請のご案内	8
有害化学物質含量確認試験方法の手引き及び解説書	8
化学製品安全法(K-BPR).....	9
法律の動向 - 改正・予告(案)など.....	9
国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど.....	10
殺生物剤の承認履行実務手引書(改訂2版_2025年7月)揭示のお知らせ	10
「承認された殺生物性物質に関する人体暴露安全基準変更」のご案内	10
承認殺生物物質（殺菌剤3種）分類・表示情報変更の事前通知	10
産業安全保健法(ISHA)	11
法律の動向 - 改正・予告(案)など.....	11
国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど.....	12
その他の法規 - 法律動向など.....	13
[大統領令第35696号]「化学物質管理法施行令」一部改正令	13
[環境部令第1184号]「化学物質管理法施行規則」一部改正令	13
[化学物質安全院告示第2025-11号]「事故防備物質の指定」.....	14
「化学物質安全院告示第2025-12号」「有害化学物質の規定数量に関する規定」	14

化評法(K-REACH)

法律の動向 - 改正・予告(案)など

[環境部令第35695号]「化学物質の登録及び評価等に関する法律」施行令一部改正令

改正理由

従前の「有毒物質」を「人体急性有害性物質、人体慢性有害性物質及び生態有害性物質」に細分化し、新規化学物質の申告時には提出資料の適正性を環境部長官が検討できるようにするため、「化学物質の登録及び評価等に関する法律(以下「化評法」)」が改正され、それに伴い下位規定も一部改正されました。下記は化評法施行令の主な改正内容です。

主な内容

1. 有毒物質の指定体系を改編

有害性の特性に合わせて管理するために、従前の有毒物質カテゴリーを次の3つに区分しました。

- 人体急性有害性物質
- 人体慢性有害性物質
- 生態有害性物質

2. 新規化学物質申告資料の適正性検討を強化

環境部が新規化学物質の申告資料について適正性を検討できるように定め、提出資料が不十分な場合や当該化学物質が人の健康や環境に被害を及ぼすおそれがあると認められた場合は有害性評価を実施できるように改正しました。

3. 資料公開範囲の拡大

化学物質の安全な使用に資する透明性を確保するため、従前は営業秘密に該当しない場合にのみ公開が可能だった化学物質の物理的・化学的特性資料について、営業秘密の有無にかかわらず公開できるように改正しました。

<関連条文別詳細な内容>

区分	主な内容	変更・新設事項	関連条文
有毒物質分類の細分化	既存有毒物質範囲を3つの類型に細分化	- 人体急性有害性物質 - 人体慢性有害性物質 - 生態有害性物質	第3条 別表1(人体など有害性物質の指定基準)
免除条件関連条項	化学物質の登録など 免除条件で有害化学物質の定義変更など	- 人体急性有害性物質、人体慢性有害性物質又は生態有害性物質(以下「人体など有害性物質」)、許可物質、制限物質又は禁止物質	第11条2項
新規化学物質申告資料の検討を強化	申告時の提出資料を環境部が検討し適正性検討を強化	- 資料の適正性検討制度を導入 - 健康・環境被害のおそれがある場合は有害性評価を実施	第7条 第16条6項、9項

区分	主な内容	変更・新設事項	関連条文
申告した新規化学物質の検討期間を変更	既存の変更期間を延長	- 既存7日以内(詳細検討が必要な場合は14日) → 14日以内 (詳細検討が必要な場合は28日)	第6条の3
情報提供	用語の修正及び有害性未確認物質※に対する情報提供を追加	- 有害性未確認物質の情報提供	第20条の2(化学物質の情報提供)
資料公開	化学物質物理・化学的特性資料の公開	- 営業秘密有無と関係なく公開可能	第30条

※ 有害性未確認物質の遵守すべき事項

- 製造/輸入者が下位使用者に物質を譲渡する際、情報提供
- 有害性があると仮定し安全管理が必要

参考資料

電子官報(<https://gwanbo.go.kr/>、告示日2025.08.05.)

[環境部令 第1183号]「化学物質の登録及び評価等に関する法律」施行規則一部改正令

制定理由

従前の「有毒物質」を「人体急性有害性物質、人体慢性有害性物質及び生態有害性物質」に細分化し、新規化学物質の申告時には提出資料の適正性を環境部長官が検討できるようにするため、「化学物質の登録及び評価等に関する法律(以下「化評法」)」が改正され、それに伴い下位規定も一部改正されました。下記は化評法施行規則の主な改正内容です。

主な内容

1. 有害性未確認物質の定義を新設

化評法の改正により、「有害性未確認物質」の定義が新たに設けられました。これは既存の制度で不備な点を補完し、管理の死角を最小化しようとする趣旨です。

2. 新規化学物質申告資料の適正性検討制度を導入

新規化学物質を申告する時に提出された資料に対し、環境部がその適正性を直接検討できるようにし、これを通じて不完全な資料提出を予防し、安全性確保を強化することができます。

3. 公開された化学物質情報の修正・補完手続きを新設

公開された化学物質情報に対して誰でも立証資料を添付し、修正・補完を要請できる手続きが新設され、情報の正確性と信頼性の向上が期待できます。

4. 電子文書を原本として認める旨の明確化

これまで法令上「文書の原本」に対する概念が不明確であり、慣行的に紙文書だけが認められるなど混乱がありましたが、改正法令では電子文書も原本として認めることを明確にし、化学物質変更登録時に電子文書形態の登録通知書提出が可能になるようにしました。

<関連条文別詳細な内容>

区分	主な内容	変更・新設事項	関連条文
有害性未確認物質の基準	有害性項目(急性経口毒性、復帰突然変異、魚類急性毒性、易分解性など)を確認できなかった化学物質を有害性未確認物質に分類	有害性項目を未確認した場合に指定	第2条 別表1の2
申告された新規化学物質提出資料の適正性検討	提出資料以外に追加の有害性資料を確認、比較検討	- 追加資料の信頼性が同等か高い場合、分類・表示が同じかを確認 - 有害性評価の実施が予想される場合は、韓国環境公団が有害性試験資料を生産できる。 - 必要に応じて予測プログラム(QSAR)などを活用	第27条の3 別表9の2
情報提供	用語の修正及び有害性未確認物質に対する情報提供を追加	有害性未確認物質に対する情報提供	第35条
情報公開の範囲※	情報公開を段階別(登録・申告・有害性審査など)に区分し整備	新規化学物質の申告資料適正性検討結果を公開する情報に追加	第51条
公開情報の修正・補完手続き	公開された情報の修正・補完要請及び処理手続きを規定	要請した者はその事由を立証する資料を添付し、国立環境科学院に提出(30日以内に登録人・申告人に検討結果を通報)	第51条の2

※ 参考：新規化学物質1トン未満申告物質に対する情報公開の範囲

- 化学物質の名称及び固有番号(情報保護が設定された物質は総称名で公開)
- 用途分類体系による用途
- 化学物質の分類及び表示(作成理由も含む)

参考資料

電子官報(<https://gwanbo.go.kr/>、告示日 2025.08.07.)

[化学物質安全院告示第2025-19号]「人体急性有害性物質、人体慢性有害性物質及び生態有害性物質の指定告示」

化評法第2条第6号、6の2号、6の3号、第20条及び同法施行令第3条により「有毒物質の指定告示」の告示名を「人体急性有害物質、人体慢性有害性物質及び生態有害性物質の指定告示」に改正しました。

参考資料

化学物質安全院(<https://nics.me.go.kr/>>お知らせ>法令情報>安全院告示/例規/公告、
掲示日2025.08.07.)

[化学物質安全院告示第2025-20号]「化学物質の分類及び表示等に関する規定」一部改正

化評法第14条第1項及び同法施行規則第10条第2項第2号イ目、第10条第3項、第24条、第28条「化学物質管理法」第16条第1項及び同法施行規則第12条第4項により「化学物質の分類及び表示などに関する規定」が改正・告示されました。

参考資料

化学物質安全院(<https://nics.me.go.kr/>>お知らせ>法令情報>安全院告示/例規/公告、番号207、揭示日2025.08.07.)

国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど

化評法改正によるMSDS情報提供に関するご案内

化評法改正により、「有毒物質」は「人体急性有害性物質、人体慢性有害性物質、生態有害性物質」に細分化され、「有害性未確認物質」の定義も新設されました。

これに伴い、従来の情報提供対象であった有毒物質は、新しい分類に従って再度情報提供が必要となり、有害性未確認物質も情報提供対象となりました(化評法第29条)。

また、化学物質情報提供の手段として活用されるMSDSの一部項目が改正され、第15項「法的規制状況」に「化評法による規制」欄が追加されましたことに伴い、以下のように改正内容の反映に関する猶予期間及び作成上の注意事項などをご案内いたします。

○ MSDS情報提供の適用時期

項目	適用時期及び対象	情報提供猶予期間
人体など有害性物質	2025年8月7日から既存有毒物質に該当する場合	2026年7月1日まで変更された規制情報を提供 (「人体急性有害性物質、人体慢性有害性物質及び生態有害性物質の指定告示」の経過措置規定に従う。)
有害性未確認物質	2025年8月7日以降、化評法において申告する化学物質のうち、有害性未確認物質に該当する化学物質又はこれを含む混合物のMSDS	-

○ 作成時の注意事項

項目	MSDS記載内容	備考
人体など有害性物質	第15項の「化評法規制」欄に「人体など有害性物質」情報を記載	-
有害性未確認物質	第15項の「化評法規制」欄に「有害性未確認物質」、「有害性未確認項目」、「取り扱い時の注意事項」を記載 (作成例は以下の「有害性未確認物質の情報提供作成例」を参照)	営業秘密などの理由がある場合、第3項、第15項に総称名で記載可能(告示による総称名の命名が必要、非公開承認は不要)※ MSDSに有害性未確認物質を記載しない場合、化評法施行規則別紙第25号書式を用いて情報提供が必要*

※ 当該内容は法的に定まっている内容ではなく当局の内部議論によるものであり、今後、変更可能性があります。

○ その他

- 従来のMSDS様式に有害性未確認物質に関する内容を作成する場合、第15項「その他国内及び外国法による規制」に記載(改正MSDS様式の猶予期間：2026年6月30日まで)
- MSDS 第 15 項法的規制現況の修正は MSDS 再提出対象ではないため、再提出の義務なし。

参考資料

物質安全保健資料システム(<https://msds.kosha.or.kr/>>情報ポータル>法令情報、番号1、
揭示日2025.08.07.)

化学物質の登録情報非公開申請のご案内

化評法における化学物質登録情報をホームページなどを通じて公開しなければならないため、申請登録情報が企業の営業秘密に該当する場合、非公開申請が可能です。非公開申請の際には、申請理由に合った証拠資料を提出しなければなりません。

- イ. 非公知性 : 当該情報を知っている人的範囲又は当該情報が既に他の法律により公開されているか否かを確認できる資料
- ロ. 秘密管理性 : 秘密として保護しようと努力した措置
取扱者の管理状況、電算セキュリティレベルなど、秘密管理の努力を立証できる資料
- ハ. 経済性・有用性 : 公開された場合、他の競合企業が得る利益、該当物質を開発するために投資した努力及び費用の程度を確認できる資料

参考資料

化学物質情報処理システム(<https://kreach.me.go.kr/>>お知らせ、揭示番号351、
揭示日2025.08.18.)

有害化学物質含量確認試験方法の手引き及び解説書

「化学物質登録及び評価等に関する法律」と「化学物質管理法」は有毒物質、制限物質、禁止物質、事故防備物質を管理対象として指定し、有害性の種類と深刻性に応じて含有量基準を適用します。しかし、定量的試験方法がなく、混合物に成分と含有量が明確に記述された成分明細書がある場合はそれを認め、輸入申告など法定書類作成の根拠資料として活用できます。これに伴い、化学物質安全院では、取扱者及び管理監督者が取り扱う化学物質が管理対象化学物質に該当するか否かを確認できるよう、混合物内の有害化学物質確認のための試験法162種を用意し、手引きと解説書を発刊しました。

参考資料

化学物質情報処理システム(<https://kreach.me.go.kr/>>お知らせ、揭示番号352、
揭示日2025.08.21.)

化学製品安全法(K-BPR)

法律の動向 - 改正・予告(案)など

※ 8月化学製品安全法 - 法律の動向に関する内容はありません。

国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど

殺生物剤の承認履行実務手引書(改訂2版_2025年7月)揭示のお知らせ

化学製品管理システムに「殺生物剤の承認履行実務手引書(改訂2版_2025年7月)」が掲載されました。

参考資料

化学製品管理システム(<https://chempold.keiti.re.kr/>>お知らせ>資料室、揭示番号45、
揭示日2025.08.04)

「承認された殺生物性物質に関する人体暴露安全基準変更」のご案内

化学製品管理システムに「承認された殺生物性物質に関する人体暴露安全基準の変更」のご案内が掲載されました。

参考資料

化学製品管理システム(<https://chemp.me.go.kr/>>お知らせ>殺生物剤、揭示日2025.08.05.)

承認殺生物物質(殺菌剤3種)分類・表示情報変更の事前通知

化学製品管理システムに「承認殺生物物質(殺菌剤3種)の分類・表示情報変更」のご案内が掲載されました。

- ・ 変更対象となる承認殺生物物質
 - Ethanol(64-17-5)、殺菌剤
 - Citric acid (77-92-9)、殺菌剤
 - Orthophosphoric (7664-38-2)、殺菌剤

参考資料

化学製品管理システム(<https://chempold.keiti.re.kr/>>お知らせ>殺生物剤、番号294、揭示日2025.08.08)

産業安全保健法(ISHA)

法律の動向 - 改正・予告(案)など

※ 8月 産安法 - 法律の動向に関する内容はありません。

化評法(K-REACH)

化学製品安全法(K-BPR)

産安法(ISHA)

国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど

※ 8月 産安法 - 国内動向に関する内容はありません。

その他の法規 - 法律動向など

化学物質管理法

[大統領令第35696号]「化学物質管理法施行令」一部改正令

改正理由

消費者が日常生活で有害化学物質を使用する場合、有害化学物質の取り扱い及び管理に関する法律上の義務を適用しないよう特例を新設し、制限物質の取り扱い申告及び輸入化学物質の国外製造・生産者による国内代理人制度を導入、法律委任事項を具体化し、化学物質管理委員会運営及び申告免除制度を補完するなど、現行制度の運営上に現れた一部不備点を改善・補完するためです。

主な内容

- ・ 化学事故審議委員会の設置(第4条第1項第4号新設)
- ・ 消費者に対する特例対象及び内容(第7条の2新設)
- ・ 制限物質の取扱申告免除対象(第8条の2新設)
- ・ 制限物質の取扱申告免除対象(第9条の2新設)
- ・ 人体急性有害性物質など輸入申告免除対象の整備(第10条)
- ・ 国内代理人の輸入者などに対する通報事項(第20条の3新設)
- ・ 過怠金賦課基準を設ける(別表2第2号)

参考資料

電子官報(<https://gwanbo.go.kr/>、告示日2025.08.05.)

[環境部令第1184号]「化学物質管理法施行規則」一部改正令

改正理由

制限物質及び許可物質管理制度の実効性を高めるために制限物質及び許可物質の取り扱い申告制度を導入し、一定の基準に該当する有害化学物質営業に対しては、営業申告を義務付けるなど、有害化学物質営業管理の体系を強化し、現行制度の運営過程で明らかになった一部不備な点を改善・補完するためです。

主な内容

- ・ 制限物質・許可物質の取扱申告制導入
 - 制限物質を制限のない用途で扱おうとする場合
 - 許可物質を国外に全量輸出するために製造・輸入しようとする場合
→ 当局への申告義務が発生
- ・ 有害化学物質の営業申告制を新設
 - 一定基準に該当する有害化学物質の営業に対し、営業申告義務を新設
- ・ 下位規定の具体化
 - 制限物質及び許可物質の取扱申告手続及び方法の規定
 - 有害化学物質の営業申告対象を具体化

- ・ 施設関連特例の拡大及び検査の合理化
 - 有害化学物質取扱施設の設置・管理基準の特例適用対象の拡大
 - 取扱施設の定期検査及び随時検査周期の合理化

参考資料

電子官報(<https://gwanbo.go.kr/>、告示日 2025.08.07.)

[化学物質安全院告示第2025-11号]「事故防備物質の指定」

「化学物質管理法」施行規則改正に伴う「事故防備物質の指定」を改正告示します。

参考資料

化学物質安全院(<https://nics.me.go.kr/>>お知らせ>法令情報>安全院告示/例規/公告、揭示日 2025.08.07)

[化学物質安全院告示第2025-12号]「有害化学物質の規定数量に関する規定」

「化学物質管理法」施行規則改正に伴う「有害化学物質の規定数量に関する規定」を制定告示します。

参考資料

化学物質安全院(<https://nics.me.go.kr/>>お知らせ>法令情報>安全院告示/例規/公告、揭示日 2025.08.07)

「化学物質の登録及び評価等に関する法律」及び「化学物質管理法」の改正に関するご案内(2025.8.7 施行)

2025年8月7日から「化学物質の登録及び評価等に関する法律(以下、化評法)」および「化学物質管理法(以下、化管法)」の下位法令が全面改正・施行されました。

今回の改正では、有毒物質が細分化され、新しい区分体系によって取り扱いおよび管理義務が変更されています。

各企業におかれましては、自社で取り扱う物質を新しい有害性タイプに沿って再分類し、新しい化学物質管理制度に対応していただきますようお願いいたします。

<化管法 – 有毒物質の細分化と改正に伴う法的義務の確認>

2025年8月7日付で化評法、化管法での有毒物質の名称および分類が下記のように改正されました。

- 有毒物質 → 人体急性有害性物質、人体慢性有害性物質、生態有害性物質

新しい分類に基づき、「人体急性有害性物質、人体慢性有害性物質および生態有害性物質指定告示(化学物質安全院告示第2025-19号)」にて確認すべき内容は次の通りです。

1. 新しく追加された「人体急性有害性物質」を確認(全32件、固有番号2025-1-1249~2025-1-1280)
2. 既存の有毒物質でも一部で小区分が付与
3. 混合物の閾値基準変動有無を確認
 - * 人体急性・人体慢性・生態有害性で閾値が異なる場合は、低い閾値を基準とします。

上記告示により、取り扱いに変更が生じる場合は、定められた猶予期間内に必要な対応をお願いいたします。

義務事項	猶予期間
化管法第9条：化学物質の確認	2026年7月1日
化管法第16条：有害化学物質に関する表示	2026年7月1日
化管法第20条：人体など有害性物質の輸入申告	2026年7月1日
化管法第23条：化学事故予防管理計画書の作成・提出	2028年1月1日
化管法第28条：有害化学物質の営業許可及び営業申告	2028年1月1日
化管法第13条及び同法施行規則別表1：有害化学物質の取扱基準	2027年1月1日
化管法第24条及び同法施行規則別表5：有害化学物質取扱施設の設置及び管理基準	2030年1月1日

* 従来の「有毒物質の指定告示」に基づき、化学物質の確認提出及び有毒物質の輸入申告をした者は、本告示の施行後も人体など有害物質に対する化学物質の確認提出及び輸入申告をしたものとみなされる。

<化評法 - 下位規定改正事項の詳細>

化評法施行令[施行2025. 8. 7][大統領令第35695号、2025. 8. 5、一部改正]

区分	主な内容	変更・新設事項	関連条文
有毒物質分類の細分化	既存有毒物質範囲を3つの類型に細分化	- 人体急性有害性物質 - 人体慢性有害性物質 - 生態有害性物質	第3条 別表1(人体など有害性物質の指定基準)
免除条件関連条項	化学物質の登録など免除条件で有害化学物質の定義変更など	- 人体急性有害性物質、人体慢性有害性物質又は生態有害性物質(以下「人体など有害性物質」)、許可物質、制限物質又は禁止物質	第11条2項
新規化学物質申告資料の検討を強化	申告時の提出資料を環境部が検討し適正性検討を強化	- 資料の適正性検討制度を導入 - 健康・環境被害のおそれがある場合は有害性評価を実施	第7条 第16条6項、9項
申告した新規化学物質の検討期間を変更	既存の変更期間を延長	既存7日以内(詳細検討が必要な場合は14日) → 14日以内(詳細検討が必要な場合は28日)	第6条の3
情報提供	用語の修正及び有害性未確認物質※に対する情報提供を追加	有害性未確認物質の情報提供	第20条の2(化学物質の情報提供)
資料公開	化学物質物理・化学的特性資料の公開	営業秘密有無と関係なく公開可能	第30条

※ 有害性未確認物質の遵守すべき事項

- 製造/輸入者が下位使用者に物質を譲渡する際、情報提供
- 有害性があると仮定し安全管理が必要

化評法施行規則 [施行2025. 8. 7][環境部令第1183号、2025. 8. 7、一部改正]

区分	主な内容	変更・新設事項	関連条文
有害性未確認物質の基準	有害性項目(急性経口毒性、復帰突然変異、魚類急性毒性、易分解性など)を確認できなかった化学物質を有害性未確認物質に分類	有害性項目を未確認した場合に指定	第2条 別表1の2
申告された新規化学物質提出資料の適正性検討	提出資料以外に追加の有害性資料を確認、比較検討	- 追加資料の信頼性が同等が高い場合、分類・表示が同じを確認 - 有害性評価の実施が予想される場合は、韓国環境公団が有害性試験資料を生産できる。 - 必要に応じて予測プログラム(QSAR)などを活用	第27条の3 別表9の2
情報提供	用語の修正及び有害性未確認物質に対する情報提供を追加	有害性未確認物質に対する情報提供	第35条
情報公開の範囲※	情報公開を段階別(登録・申告・有害性審査など)に区分し整備	新規化学物質の申告資料適正性検討結果を公開する情報に追加	第51条
公開情報の修正・補完手続き	公開された情報の修正・補完要請及び処理手続きを規定	要請した者はその事由を立証する資料を添付し、国立環境科学院に提出(30日以内に登録人・申告人に検討結果を通報)	第51条の2

※ 新規化学物質1トン未満申告物質に対する情報公開の範囲

- 化学物質の名称及び固有番号(情報保護が設定された物質は総称名で公開)
- 用途分類体系による用途
- 化学物質の分類及び表示(作成理由も含む)

<産業安全保健法 - 化評法改正によるMSDS情報提供に関するご案内>

化評法改正により、

- 有毒物質 → 人体急性有害性物質、人体慢性有害性物質、生態有害性物質
- 有害性未確認物質の定義新設

これに伴い、従来の情報提供対象であった有毒物質についても、新しい分類に基づき改めて情報提供が必要となります。さらに、有害性未確認物質についても情報提供の対象に追加されました(化評法第29条)。

また、化学物質情報提供の手段として活用されるMSDSについても一部項目が改正され、第15項「法的規制状況」に「化評法による規制」欄が新設されました。

この改正に伴い、反映までの猶予期間や作成時の留意点について、以下の通りご案内いたします。

○ MSDS情報提供の適用時期

項目	適用時期及び対象	情報提供猶予期間
人体など有害性物質	2025年8月7日から既存有毒物質に該当する場合	2026年7月1日まで変更された規制情報を提供 (「人体急性有害性物質、人体慢性有害性物質及び生態有害性物質の指定告示」の経過措置規定に従う。)
有害性未確認物質	2025年8月7日以降、化評法において申告する化学物質のうち、有害性未確認物質に該当する化学物質又はこれを含む混合物のMSDS	-

○ 作成時の注意事項

項目	MSDS記載内容	備考
人体など有害性物質	第15項の「化評法規制」欄に「人体など有害性物質」情報を記載	-
有害性未確認物質	第15項の「化評法規制」欄に「有害性未確認物質」、「有害性未確認項目」、「取り扱い時の注意事項」を記載 (作成例は以下の「有害性未確認物質の情報提供作成例」を参照)	営業秘密などの理由がある場合、第3項、第15項に総称名で記載可能(告示による総称名の命名が必要、非公開承認は不要)※ MSDSに有害性未確認物質を記載しない場合、化評法施行規則別紙第25号書式を用いて情報提供が必要*

※ 当該内容は法的に定まっている内容ではなく当局の内部議論によるものであり、今後、変更可能性があります。

○ その他

- 従来のMSDS様式に有害性未確認物質に関する内容を作成する場合、第15項「その他国内及び外国法による規制」に記載(改正MSDS様式の猶予期間：2026年6月30日まで)
- MSDS 第 15 項法的規制現況の修正は MSDS 再提出対象ではないため、再提出の義務なし。

○ 有害性未確認物質の情報提供作成例

15. 法的規制現況

イ. 産業安全保健法による規制:

ロ. 化学物質管理法による規制:

ハ. 化学物質の登録及び評価等に関する法律による規制:

(作成例)

- 有害性未確認物質(該当物質名)

* 混合物の場合、有害性未確認物質に該当する成分の物質名または代替名称を括弧に追加記載する必要(代替名称記載時「化学物質の分類・表示および物質安全保健資料に関する基準」第17条第3項による代替名称の命名法により記載勧告)

- 未確認項目: (作成例) 急性経口毒性

* ①急性経口毒性(または急性吸入毒性)、②復帰突然変異または哺乳類培養細胞を利用した染色体異常、③魚類急性毒性、ミジンコ急性毒性または淡水藻類の生長阻害、④この分解性など
化評法施行規則別表1の2有害性未確認物質の基準のうち該当する内容を記載

- 取扱上の注意事項:(作成例) 化学物質安全院から提供される有害性未確認物質安全使用ガイド等を参考に、同法第5条に基づく安全な取り扱いが必要

ニ. 危険物安全管理法による規制:

ホ. 廃棄物管理法による規制:

ヘ. その他の国内及び外国法による規制:

※ 詳細については、ケムカレント(chem@chemcurrent.net)までお問い合わせください。